

全国高等専門学校体育大会における 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関するガイドライン

- ※ 本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況などに応じて、随時改定されるものであり、最新のガイドラインを活用すること。
- ※ 本ガイドラインの事項が、高専体育大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅するものではないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講ずること。
- ※ 本ガイドラインに記載のない事項が、必ずしも対策が不要ということではなく、大会会場や参加人数など、状況に応じ対策が必要となる場合がある。

第1版 2021/2/24

一般社団法人全国高等専門学校連合会

目次

I. ガイドラインの取扱いについて	p.3
1. ガイドラインの対象範囲	
2. ガイドラインの目的	
II. 高専体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための体制整備	p.3
III. 高専体育大会における対策	p.4
1. 高専体育大会における共通予防対策について	p.4
2. 高専体育大会における大会運営上の重点対策【参加カテゴリ別】	p.5
(1) 選手・監督（チームスタッフ等含む）	
(2) 大会運営者（実行委員会、大会役員、審判員）	
(3) 競技施設運営者（施設管理者）／大会会場運営者（ボランティア、スタッフ等）	
(4) 報道員（それに準ずる者も含む）	
(5) 観客	
3. 高専体育大会における大会運営上の重点対策【シーン／エリア別】	p.13
(1) 式典（開・閉会式、大会開始式、表彰式等）	
(2) 大会会場（更衣室などのバックスペースも含む）	
(3) 宿舎	
(4) 輸送・交通	
IV. 体調不良者発生時の対応について	p.15
1. 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について	p.15
2. 入場後、大会期間中の体調不良者発生時の対応について	p.16
3. 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内	p.16
V. 大会開催可否判断について	p.16
1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会中止決定の基準	p.16
2. 大会中止決定判断の時期及びキャンセル料等の取り扱い	p.16
3. 大会中止決定フロー	p.17
VI. 参考資料・情報サイト	p.17

I. ガイドラインの取扱いについて

1. ガイドラインの対象範囲

- ・本ガイドラインにおける『全国高等専門学校体育大会（以下、「高専体育大会」という）』とは、一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下、「連合会」という）が主催する高専体育大会における全競技を指し、それら大会に参加・参画するすべての者を対象とする。
- ・なお、高専体育大会地区大会等については、連合会主催事業ではないため、ガイドラインの直接的な適用範囲とすることは難しいが、高専体育大会を冠とする事業として当該事業の特性から、本ガイドライン、政府ガイドラインをはじめ各業種別ガイドライン等を踏まえ、当該事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を誘発することがないように、最大限に努力することが求められる。
- ・高専体育大会大会の実施にあたっては、各競技の中央競技団体等が示す大会開催時のガイドラインと本ガイドラインを共に確認の上、より競技の特性等を踏まえ、十分または効率的・効果的な感染拡大防止対策が講じられる内容を優先する。なお、中央競技団体等の特段の明示がない競技については、本ガイドラインの内容を最低限の感染拡大防止対策とし、実行委員会（体育大会実施規則第8条に定める「実行委員会」をいう。）が競技特性を踏まえ、十分な対策を講じることが必要となる。

2. ガイドラインの目的

- ・本ガイドラインの目的は、『高専体育大会開催が新型コロナウイルス感染症感染拡大を誘発させないこと』にある。
- ・高専体育大会を開催する主催者（担当校等）、参加者には、開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府及び各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則り、大会開催の条件として新型コロナウイルス感染症対策を講じ、可能な限り感染リスクを軽減するよう努めること。
- ・本ガイドラインは、感染リスクを確実に低減するための手法等を網羅するものではない。そのため、主催者（担当校等）側や参加者側が、それぞれの視点から、感染リスクを理解・整理し、その特徴・特性を踏まえた感染防止対策ガイドライン等を作成することにより、高専体育大会に係る一人ひとりが感染リスクを把握し、対策を講じることができ環境を整えることが求められる。

【その他求められる感染防止対策ガイドライン作成等役割】

連 合 会：競技の特性・特徴を踏まえた大会開催における感染防止対策

参 加 各 校：選手派遣時の行動における感染防止対策、

新型コロナウイルス感染症に関する教育・情報提供・啓発

（ガイドラインの周知、感染拡大や差別・偏見を生まないための理解の促進）

実行委員会：大会会場、宿舎、計画輸送、運営スタッフ等競技運営面における感染防止対策

II. 高専体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための体制整備

- ・高専体育大会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、選手や監督（指導者）に対する教育、啓発、情報提供、情報管理、選手らの大会派遣の可否判断、感染（疑い）者および濃厚接触者の取り扱いに関するガイドライン作成などを一元的に行う組織が必要である。
- ・実行委員会及び各校は大会における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のガイドライン策定、行政、

保健所などから得た最新の情報の活用、選手の大会参加の可否判断、競技施設、宿泊施設や運航業者の感染対策の確認などを行う必要がある。

- ・ 実行委員会は、大会期間中の感染（疑い）者への対応、大会終了後のクラスター発生に関する対応、他地域での感染拡大の防止について各都道府県体育・スポーツ協会や保健当局と協力する必要がある。
- ・ これらを円滑に実施するため、実行委員会においては、組織の分掌を踏まえつつ、対策を講じ情報を一元管理できる体制を構築する。
- ・ 実行委員会は大会関係者への情報提供、行政との連携、医師会との連携などを行い、大会前後の新型コロナウイルス感染症に関わる一切の業務を取り仕切る。関係者に対して、連絡先を明示する。
- ・ 感染（疑い）者および濃厚接触者に関する情報については、その都度、実行委員会が報告を受け、連合会に報告する。
- ・ 各競技の特性により、本ガイドラインの内容以外に付加する事項がある場合は、上部団体のガイドライン等に沿って各競技の実施要項で定めることとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン等の摂取が開始された場合は、上部団体のガイドライン等に沿った対応を行うものとする。

Ⅲ. 高専体育大会における対策

1. 高専体育大会における共通予防対策について

高専体育大会の開催にあたり、すべての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、実行委員会は様々な場面において予防対策の確実な実施に向け準備・運営にあたる。

<高専体育大会における共通予防対策>

- 手指衛生の励行
- 競技およびウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ソーシャルディスタンスの確保
- 「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- 禁煙の推奨
- 毎日の健康と行動の記録（体調管理チェックシート）の事前提出・必要に応じた事後報告
- 体調不良の場合（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）、参加自粛
- 大声での会話・応援の自粛
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
- 大会期間中の不要不急な会食の自粛
- 選手、関係者、観客などのゾーニング確保

なお、選手や指導者に不要不急の PCR 検査を実施させることは、地元医療機関への不要且つ過度な負担になることもあるため、避けるべきである。

また、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が、大会に参加する選手、監督（指導者）、チームメンバーの場合、または大会運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、大会に参加する。

2. 高専体育大会における大会運営上の重点対策【参加カテゴリー別】

(1) 選手・監督（チームスタッフ等含む）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、大会参加時は最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を体調管理チェックシートに記録し、実行委員会からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出するとともに、体温 37.5℃以上の者は、大会会場への来場は自粛し、体調が良くない場合も同様とする（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）。
- ・ 監督（指導者）は、選手の健康状態、行動内容を常に把握、管理するとともに、自らも感染しないよう努める。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、大会参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技実施等に支障がある場合は除く）。
- ・ 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応

<個人競技の場合>

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、上部団体の規定に従うとともに、感染者および濃厚接触者は参加を辞退する。

<団体競技の場合>

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査でチーム内で選手1名でも陽性反応があった場合、上部団体の規定に従うとともに、感染者および濃厚接触者は参加を辞退する。

- ・ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

- A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。
- B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから大会期間中

① 移動

- ・ 宿舎出発前に検温。健康状態をチェック表に記入する。
- ・ チーム専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避け、さらに可能な限り座席をまとまって搭乗、乗車し、一般客との接触を避ける。

② 宿舎

- ・ チェックイン手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 部屋割りには、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は、選手等が一同に集まるのではなく、時間差をつけて、距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- ・ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 宿舎共用部（例：エントランスやワックスルームなど）では、混雑が起これないように譲り合って使用するとともに、人数制限など宿舎からの指示等に従う。
- ・ チームのミーティングなどは、ビデオ会議（オンラインミーティング）を活用し、選手らの接触を、極力避ける。対面で実施する場合は、部屋の広さ（参加者間ができるだけ 2m、最低 1m）や換気に留意し、「3 密」の状態とならないようにする。
- ・ 選手の治療やコンディショニングに際しては、多数が一度に集まらないように工夫し、部屋の換気を繰り返す。マスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとった上で対応する。また、環境や使用する器具等の消毒を行う。
- ・ 体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）を訴える者が出た場合は、即座に個室に隔離し、医療機関を受診させる。
- ・ 風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 大会会場

- ・ 大会会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 大会会場内での移動や待機時は、マスクを着用する。
- ・ 大会会場入場時、体温測定を行う。
- ・ エントリー手続きについては、極力、代表者が一括で行う。
- ・ 体調管理チェックシートを提出する。
- ・ ロッカー（更衣）室や選手参集・待機所、コーチングエリアなどでは、運営者の指示等に従い、「3 密」を回避する行動をとる。また、不要な会話・接触は控える。
- ・ ウォームアップを行う場合は、実行委員会の指示等に従い、「3 密」を回避する行動をとる。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボ

トル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。

- ・ 観戦する場合は、運営者の指示等に従い、「3密」を回避する行動をとる。また、声援や掛け声は、極力、避けるよう努める。
- ・ 事前に申請を承認された報道員（報道員ビブス等を着用した者）からの取材を受ける場合は、運営者の指示等により予め指定された場所でのみ対応する。また、対応時は、必ずマスクを着用し、相手との距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ。なお、運営者の指示等に従わない者（ビブス等を着用していない者やマスク未着用の者からの取材、所定の場所以外での取材等）からの求めには応じない。
- ・ シャワールームの利用は原則禁止とし、自宅や宿舎等に戻ってからの利用する。
- ・ トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は、原則設置しない。

④ 競技中

- ・ 素手でのハイタッチや握手等は控える。
- ・ 唾・痰を吐く、うがい等は禁止。
- ・ 手を舐める行為を行わない。
- ・ 円陣を行う際の声出しは、可能な限り選手同士の間隔を取り、最短時間で済ませる。
- ・ 競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については妨げないが、プレー中断時などは、相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 交代選手等が控える場所では、可能な限り、マスクを着用するとともに、選手らの間隔を取り、接触を避ける。
- ・ 監督（指導者）からの指示などの際は、選手との距離（できるだけ 2m、最低 1m）を意識する。また、実行委員会の指示等に従い、所定の場所から行う場合は、マスクを外してよいが、競技上必要最低限に止めるよう努める。
- ・ 新型コロナウイルス対策とともに、アンチ・ドーピングの観点から、水分補給のためのペットボトル等の共用はしない。また、ペットボトル等は所有者が分かるよう記名や目印を記すようにし、他者から触れられないようにする。
- ・ 給水を補助するような場合は、手指消毒をし、マスクを着用の上、可能であればフェイスシールドを着用する。
- ・ ハーフタイムや競技終了後に、ロッカー（更衣）室等に引き上げる場合は、動線が混雑しないよう努める。
- ・ 試合終了後、チームとして観客席等に挨拶を行う場合は、選手らの距離が保たれるよう留意する。握手やハイタッチ、抱擁は行わない。

3) 大会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・ 宿舎のチェックアウト手続きについては、代表者が一括で行う。
- ・ 移動に際しての留意事項については、「会場地入りから大会期間中」同様の対応を行う。

- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、大会出場校責任者（監督等）を通じ、実行委員会に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(2)大会運営者（実行委員会、大会役員、審判員）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。大会参加時は、最低でも現地入り14日前から現地出14日後までの健康状態、行動内容を体調管理チェックシートに記録し、実行委員会からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、大会参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者が運営に従事する場合は、そのリスクを十分考慮し、運営にあたる。ただし、競技運営に必要となる人員が十分に確保される場合は、可能な限り運営に係ることを回避する。
- ・ 会場地派遣前に、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応
 - 大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。
- ・ 濃厚接触者への対応
 - 保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。
- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応
 - 大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、大会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。
 - 但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。
 - B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。
- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。

- ・喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 会場地入りから大会期間中

① 移動

- ・ 宿舎出発前に検温。健康状態を体調管理チェックシートに記入する。
- ・ 専用の移動手段を手配することが望ましい。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、感染予防の観点から、移動中のマスクの着用、手指衛生の徹底、必要以上の会話や飲食は避ける。

② 宿舎

- ・ 部屋割りは、一人部屋が望ましいが、困難な場合は、極力少人数の部屋割りとなるよう配慮する。複数人での利用の場合、室内では常時マスクを着用することが望ましい。また、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）の発生などにより、大会運営が維持できない状況とならないよう、大会責任者や担当者の分散配宿や必要以上の接触がないように努める。
- ・ 部屋の換気を良くする。推奨されている室内湿度である 50～60%に保つよう心掛ける。
- ・ 食事の時は距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空けられるようにし、必要以上の会話は控える。
- ・ 食事の際は、宿舎からの指示等に従い、感染のリスクを低減するよう努める。
- ・ 3 密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

③ 大会会場

- ・ 大会会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・ 大会会場内では競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 大会会場入場時、体温測定を行う。
- ・ 体調管理チェックシートを提出する。
- ・ 実行委員会としては、トレーナーステーションは、用具の消毒をはじめとした十分な感染対策が講じられない場合は原則設置しない。
- ・ 「3 密」空間や飛沫を減らすよう物理的・人的対策を講じる。

④ 競技中

- ・ 競技運営に支障が生じる場合を除き、マスクを着用する。
- ・ 手指衛生に努めた上、共用物品の使用は可能な限り控え、共用物品については可能な限り消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを準備しておく。
- ・ 給水を担当する場合は競技開始前に手指消毒をし、使い捨て手袋、フェイスシールド、マスクを着用する。
- ・ 選手招集・待機所では大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。

3) 大会期間終了後

- ・ 出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。

- ・ 移動に際しての留意事項については、「2)会場地入りから大会期間中」同様の対応を行う。
- ・ 帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・ 健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、実行委員会に速やかに報告する。
関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(3)競技施設運営者（施設管理者）／大会会場運営者（ボランティア、スタッフ等）

1) 全般／会場地派遣まで

- ・ 毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、大会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を記録し、実行委員会等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか確認する。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、大会参加申込時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する（競技運営等に支障がある場合は除く）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、そのリスクを十分考慮し、可能な限り運営に係ることを回避する。
- ・ 会場地派遣前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・ 感染者への対応
大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、競技運営への従事を辞退する。または、派遣母体（中央競技団体等）は、派遣を取り消す。
- ・ 濃厚接触者への対応
保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は競技運営に従事しても構わない。
- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応
大会開催日の 2 週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、大会運営への従事を辞退する。または、派遣を取り消す。
但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。
 - A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。
 - B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。
- ・ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。

- ・喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

2) 大会会場（大会会場までの移動も含む）

- ・大会会場では、マスクを着用し、設置された消毒液やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・大会会場入場時、体温測定を行う。
- ・体調管理シートを提出する。
- ・3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。

3) 大会期間終了後

- ・出発前に体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）がないか確認する。
- ・移動に際しての留意事項については、上記(2)、2)「会場地入りから大会期間中」と同様の対応を行う。
- ・帰宅（または準ずる拠点到着）時に検温。
- ・健康（起床直後の検温等）と行動の記録を怠らず、万が一体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）となった場合や、新型コロナウイルス感染者となった場合は、医療機関、保健所等の指示に従うとともに、実行委員会に速やかに報告する。関係者は感染者のプライバシー保護に務める。

(4) 報道員（それに準ずる者も含む）

- ・事前に申請を行い、承認を得た者のみとする。
- ・現地取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・毎日の健康（起床直後の検温等）と行動の記録を習慣とする。また、大会の運営時は、最低でも現地入り 14 日前から現地出 14 日後までの健康状態、行動内容を記録し、実行委員会等からの求めがあった場合は、速やかにその内容を提出する。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。
- ・スマートフォン利用者については、原則として、報道員として申請時に、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態にし、常に携帯する。
- ・大会会場では、設置された消毒液の使用やこまめな手洗いなどによる手指衛生の徹底を図る。
- ・大会会場入場時、体温測定を行う。
- ・体調管理チェックシートを提出する。
- ・大会会場内では常にマスクを着用する。
- ・体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が出現した場合、平素の活動を中止し、かかりつけ医を受診の上、必要に応じて PCR 検査等を受ける。
- ・感染者への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に、PCR 検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合は、報道員としての参加を辞退する。

- ・濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14 日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない場合は報道員として参加しても構わない。

- ・ 感染疑い者（体調不良〔例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常など〕の症状があり、PCR 検査もしくは抗原検査で「陰性」であった者、または医療機関を受診しなかった者）への対応

大会開催日の2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則、報道員としての参加を辞退する。

但し、次の A. および B. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

- A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと）。
- B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと）。

- ・ 会場地に向けて自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 選手らの取材、大会の撮影等、大会会場内における報道員としての活動については、実行委員会の指示に従う。
- ・ 宿舎等にて風呂を利用する際は、3 密を防ぎ、個々人の利用時間を短くし、速やかに退室するように心がける。

(5)観客

- ・ 実行委員会は、大会及び開・閉会式や表彰式等の式典など、大会における観客の参加については、競技や会場の特性等と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から無観客での開催も含め検討を行わせる。

なお、有観客での開催においては、「移行期間における都道府県の対応について（令和 2 年 5 月 25 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日付〔令和 2 年 10 月 2 日付改訂〕公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）」をはじめ、当該競技を統括する中央競技団体が示すガイドライン、各業界団体が策定するガイドライン、さらに各都道府県等自治体が策定するガイドライン等を踏まえ、各都道府県知事の方針に反しないことを前提に、必要な対策を講じた上で開催する。

- ・ 実行委員会は、有観客で実施する場合は、来場する観客に対し、大会において講じられる新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を事前に提供し、大会会場等での混乱を避けるよう努める。
- ・ 実行委員会は観客に対して、手指消毒を徹底し、マスクを必ず常時着用させる。
- ・ 実行委員会は観客に対して、随時感染拡大防止のためにアナウンスを行う。
- ・ 実行委員会は予め、体調不良（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）のある観客の来場を断ることを通知する。
- ・ 観客人数を制限し、隣席の観客との距離（できるだけ 2m、最低 1m）を空ける。
- ・ 当日来場の場合は、大会会場入場時、体温測定を行う。その他、係員からの質問があった場合は、応答する。

例：「7 日間以内の体調不良の有無」、「同居家族や身近な知人に感染が疑われる者の有無」

- ・ 実行委員会から健康管理チェックシートの記入・提出の要請があった場合は協力する。
- ・ 座席が指定されている場合は、指定座席に座る。また、指定された座席が分かる書類（チケット等）を観覧終了後から 14 日間保管する。一方、観覧場所に特に指定がない場合は、可能な限り大会会場内での行動を記録しよう心掛ける。
- ・ 会場地に向け自宅（または準ずる拠点地）を出発する前に検温を行う。
- ・ 喫煙は重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。
- ・ 大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいないか常に確認する。確認された場合は来場しない。
- ・ スマートフォン利用者については、原則として、事前に厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールの上、利用状態し、常に携帯する。

3. 高専体育大会における大会運営上の重点対策【シーン／エリア別】

(1) 式典（開・閉会式、大会開始式、表彰式等）

- ・ 選手らを一堂に会することによる感染拡大リスクを踏まえ、十分な対策が講じられない場合は中止する。
- ・ 実施する場合は、以下の点を考慮する。
 - 当初予定時間から短縮が図られるようプログラムの見直しを行う。
（例：挨拶者を 1 名とする／入場行進や儀礼〔国旗、大会旗掲揚〕の簡略化）
 - 参加者人数を制限し、参加者間の距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ。
 - 参加者は常にマスクを着用する（運営等に支障がある場合は除く）。
 - ガイドラインの目的及び感染拡大リスクを踏まえ、選手・監督の参加の可否を検討する。
 - 式典内での歌唱やオーケストラ、吹奏楽による演奏（特に管楽器）は、十分な距離を空ける、または同等の効果を有する措置（アクリル板の設置など）を講じるなど、業種別ガイドラインを踏まえ対策を講じる。なお、十分な対策が講じられない場合は、別音源（CD など）を用いるか、中止する。
 - 演出内容の特性に合わせ、業種別ガイドラインを確認し、適切且つ効果的な対策を講じる。
- ・ 選手、関係者、観客のゾーニングを行う。
- ・ 適宜、会場内において感染拡大防止のアナウンスを行う。
- ・ 3 密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 感染拡大防止に関わる教育啓発ポスターを各所に掲示する。
- ・ 観客を入れる場合には、あらかじめ健康状態の確認、ゾーニング、マスク着用、手指消毒などを指示し、ソーシャルディスタンスを保てる座席の配置とすること。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

(2) 大会会場（更衣室などのバックスペースも含む）

1) 全般

- ・ 会場出入口や更衣室など、随所に消毒液を配置する。
- ・ 感染拡大防止を呼び掛ける場内アナウンスや係員の呼びかけをこまめに行う。

- ・ 競技運営に支障がない範囲で、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備の適切な運転・点検を行う。換気設備が十分でない場所や人が密集しやすい場所（更衣室、トイレなど）は、十分留意する。
- ・ 人の密接を避けるため、動線を分離や入場者数の制限、入退場に際して時間差を設けるなど工夫をする。
- ・ 大会会場は、清潔な環境が保たれるよう努める。
- ・ 大声を出さないよう、拡声器などを用いる。使用した拡声器については消毒をする。
- ・ 3密を防ぐため、喫煙所を設置しない。
- ・ 会場や動線等には、厚生労働省ホームページからダウンロードできる啓発資料・リーフレット・動画等を活用し、感染症への理解や感染拡大防止に向けた対策を促す掲示等を行う。

2) 受付

- ・ 体調管理チェックシートを確実に受け取り（電子・紙媒体）、内容の確認を行う。不備がある場合や、感染が疑われるような場合は、参加辞退・取消も含め事前に実行委員会にて決定した適切な対応をとる。
- ・ 「3密」空間や飛沫を減らすよう、物理的・人的対策を講じる。
（例：代表者（監督等）1名による参加受付、非接触型の受付方式〔QRコード等〕の採用など）
- ・ 受付所は、直接、多数の人と人が介する場となることから、ビニールカーテンやアクリルボードの設置、受付担当者にはマスク及びフェイスシールドの着用など対策を講じる。
- ・ 手指消毒や共有物品（筆記用具など）の消毒が速やかにできるよう、消毒液や清掃用除菌シートなどを配備する。
- ・ 会場に入場する前に検温が可能となるよう非接触型の体温測定器を配備する。

3) 動線・誘導

- ・ 万が一、感染（疑い）者が発生した場合でも、可能な限り接触者の絞り込みが可能となるよう、参加カテゴリー（選手、一般観覧者、報道員など）が混合しないようゾーニングを行う。
- ・ 人の滞留を起こさないよう、会場への入退場は時間差とする、人数を制限するなどの措置を講じる。

4) 現地医療体制（救護所など）

- ・ 人員の配置、連絡体制の構築を行う。
- ・ 現地の医療機関や保健所に相談のうえ、必要な対応を行う。
- ・ 救護所などには、飛沫・接触回避のため、医療用个人防护具（マスク、手袋、フェイスシールド、ゴーグル、キャップ、白衣等）を準備する。
- ・ フェイスシールドを使用する場合でも、必ずマスクを着用する。
- ・ 発熱者が出た場合に備え、隔離室（パーティションでの仕切ったコーナー）を設ける。動線なども可能な限り分離できるよう工夫する。
- ・ 救護所などの物品（椅子やベッド、ドアノブなど）を定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・ 出場選手の救急対応に備え、飛沫感染防止用のメガネ、ゴーグルや使い捨て手袋などを準備する。

5) 衛生管理

- ・ トイレや更衣室、出入口の扉など、不特定多数の人が利用、接触するような場所は、清潔に保つため施設管理者の定期清掃に加え、実行委員会による定期的な清掃、消毒作業を行うことが望ましい。また、消毒には次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液を用いることが望ましい。

6) 食事の提供（弁当など参加者を対象とした提供）

- ・ 食品管理を徹底する。
- ・ 発注時に、手配先等に対し業種別ガイドラインに応じた対策を講じることを依頼する。
- ・ 提供時は、混雑を避けるため、提供時間の指定や代表者による受け取りなどの工夫を行う。
- ・ 提供担当者は、手指消毒の徹底とともに、マスク、手袋、フェイスシールドの着用を行う。また、受け取り者はマスクの着用、手指消毒の徹底をする。

(3) 宿舎

- ・ 合同配宿センター等における配宿の割り当てに際しては、可能な限り一人部屋となるよう考慮するが、開催地の実情等を踏まえ困難な場合は、最小数での割り当てとするなど感染対策が講じられるよう工夫する。
- ・ 配宿宿舎に対しては、ホテル業、宿泊施設に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう徹底する。

(4) 輸送・交通

- ・ 計画輸送に用いる大型バスや選手団が移動に利用する車両（バス、ハイヤー、タクシー等）については、物流・運送に係る業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を講じるよう、手配先に対し確認、徹底を行う。
- ・ 移動時における「3密」を防ぐため、手配内容については混雑時間帯を避ける、計画輸送時には分散乗車とするなどの工夫をする。

IV. 体調不良者発生時の対応について

1. 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調管理チェックシートの提出内容を以下のポイントで確認。
<確認ポイント>
 - 発熱や風邪の症状の有無
 - 当日の検温記録、体調管理シートの記入漏れの有無
- ・ 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認（検温）を行う。
- ・ 体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）または症状が確認された者については、実行委員会に報告の上、帰宅（または帰宿）を促し、各自医療機関を受診するよう伝える。

2. 入場後、大会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 選手団内において、体調不良者（例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など）が確認された場合は、実行委員会事務局に報告を行う。
- ・ 実行委員会事務局は、状況を実行委員会に報告し、緊急性も含め、現地の医療機関や保健所に指示を仰ぎ対応する。
- ・ 診察の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所の指示に従い、適切に対応する。

3. 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内

- ・ 体調管理チェックシートに挙げられた項目の症状が 4 日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、強い症状だと思える場合も同様、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者等）を持っている者は、は、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。

V. 大会開催可否判断について

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況による大会中止決定の基準

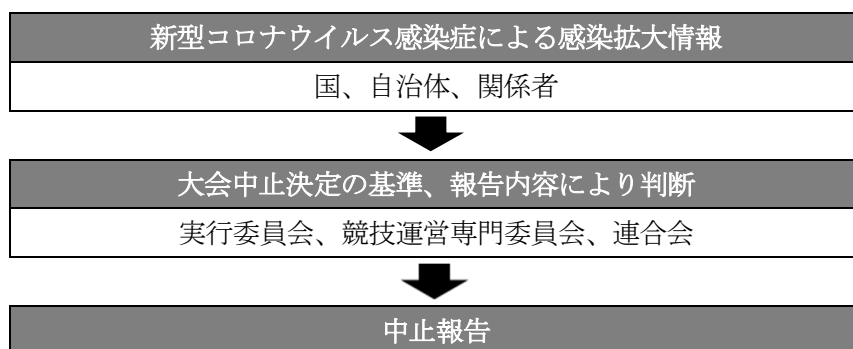
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、以下の状況となった場合、実行委員会は大会開催可否について検討する。
 - 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
 - 大会開催地である自治体（都道府県）独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
 - 開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
 - 参加校の参集が困難な場合（各競技毎に定める基準に達した場合）
 - 地区大会の開催が困難な場合（各競技毎に定める基準に達した場合）
 - 大会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
 - その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

2. 大会中止決定判断の時期及びキャンセル料等の取り扱い

- ・ 中止を決定する場合は、原則、遅くとも各競技種目の大会開催 45 日前までの段階で判断するものとし、中止に伴う参加者の参加料及び会場費は主催者側が負担する。ただし、開催会場等の状況により判断時期が異なる場合は、個別の競技の実施要項等に予め明記する。
- ・ 参加者の交通費、宿泊料等、本来参加者が負担する経費については、参加者が負担するものとする。
- ・ 状況の急変等により大会直前までに中止の決定をすることになった場合のキャンセル料等の取り扱いも同様とする。

3. 大会中止決定フロー

- ・ 大会中止決定に伴う基本的なフローは下図となる。なお、実行委員会は、大会の特性に応じた個別の中止決定フローを作成する。必要に応じ、連合会総会で中止決定の審議を行う。
- ・ 実行員会は、大会の中止を決定した時は、速やかに連合会に報告する。後援機関・団体等への連絡は、後援会から中止報告を行う。
- ・ 実行委員会は、大会中止に伴う報告を、参加者は勿論、大会関係者に漏れなく行う（例：大会会場、協力医療機関、開催地自治体など）。



VI. 参考資料・情報サイト

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日〔令和 2 年 5 月 25 日変更〕）」
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言
「今後想定される感染状況と対策について（令和 2 年 8 月 7 日）」
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和 2 年 8 月 28 日）」
- ・ 9 月 1 日以降における催物の開催制限等について（令和 2 年 8 月 24 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
- ・ 11 月末までの催物の開催制限等について（令和 2 年 9 月 14 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
- ・ 業種別ガイドライン（令和 2 年 9 月 24 日時点）
＜内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」サイト掲載情報＞
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日〔令和 2 年 10 月 2 日改訂〕）」
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（10 月 2 日更新版）」 参考ホームページ／競技別ガイドライン
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- ・ 日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門チーム・地域アドバイザー
「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策（2020

年5月22日)」

- 公益財団法人日本プロサッカーリーグ
「Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (2020年5月14日〔最新更新9月18日〕)」
- 一般社団法人日本野球機構
「NPB 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン (有観客開催) 2020年9月19日現在」
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- スポーツ庁「スポーツ・文化に関する情報」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00027.html
- 公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- 公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (5月29日更新版)」(中央競技団体ガイドライン掲載サイト)
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 公益財団法人日本陸上競技連盟「ロードレース再開についてのガイダンス (チェックリスト)」
https://www.jaaf.or.jp/files/upload/202006/30_172327.pdf
- 一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会「職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド第3版」
<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona03.pdf>